

# 北海道の印刷



第757号

2019年6月10日 発行



《北海道今月のイベント》 あっけしあやめまつり（6月下旬～7月上旬 厚岸郡厚岸町）

— 厚岸町市街地より12km、原始の踊り木とも言えるダケカンバの林を通り抜けると、そこは高貴な香りを漂わす草原。チンベの鼻と呼ばれる海に突き出た台地、あやめヶ原は100ヘクタールの広大な原生花園にヒオウギアヤメを始め100種類以上の草花が5月～10月の間に次々と咲きます。6月下旬～7月上旬にかけて約30万株のヒオウギアヤメが一面に咲き「あっけしあやめまつり」が開催されます。北太平洋シーサイドライン「岬と花の霧街道」の景勝地で、標高約80メートルにあり付近は断崖絶壁にあるため、太平洋の海岸線を望むビュースポットです。（公式WEBサイトより引用）

## INDEX

- 3 印刷燦燦
- 4・5 令和元年度通常総会開催される
- 6 「環境推進工場登録」取得講習会案内
- 7 新電力紹介事業案内
- 8・9 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針
- 10 平成31年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金案内

## 北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル  
 TEL.011-595-8071 / FAX.011-595-8072  
 [Website] <http://www.print.or.jp> [E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)



# 印刷 燦 燦

## 先人の示す道

「天は試練を与えてその人を試す」という言葉がある。天はその人の魂を磨き、人格をさらに成長させるために試練を与えるのだ、ともいわれる。

天は絶えず変化し、一瞬も留まらない。そして、その働きは人間の価値判断をも超越している。それが時として想像を絶する試練を人間に与えることにもなる。

天の試練に対して人間は、そこに何かの意味や光を見出し、汲み取ろうとすることで試練を受け止め、乗り越えようとしてきた。冒頭の言葉もそういう先人の思いの結晶である。

あらゆる国家、組織、個人で試練を受けずにきたものは一つもないだろう。必ず何らかの試練を受け、乗り越えて、いまがある。

第二次世界大戦での空襲、広島・長崎への原爆投下は地獄という他はない。その壊滅から立ち上がり経済基盤を復興させ、東京オリンピックを開催するまでに国力を回復させた。

その原動力の一つは勤勉性である。「日本には何の資源もない。その国がここまで来れたのはなぜか。ただ一つの資源があったからだ。日本人の勤勉性という資源だ。」という戦後の言葉がある。

もう一つは忠誠心である。

勤勉性と忠誠心。この二つの美質によって日本は壊滅的な試練を乗り越え、今日の繁栄を築いた。この先人たちの足跡に多くを学ばなければならない。

現在の我々を取り巻く環境も決して穏やかではない。これも一つの試練と捉え、乗り越えていく術を先人の道を辿りながら見出すしかない。

北海道印刷工業組合副理事長・環境労務委員長 **大和 繁樹**  
株式会社ヒロミ産業 代表取締役

# 令和元年度事業計画・収支予算を決定

## 令和元年度通常総会

令和元年度通常総会が、5月17日午後3時から札幌市中央区のガーデンシティ札幌駅前で全道から組合員82人（代理出席を含む）が出席して開催され、平成30年度事業報告、同収支決算を承認し、令和元年度事業計画・同収支予算などを決定した。

総

会の議事に先立ち、昨年の総会以降に亡くなられた組合員、横野亮氏（本部直轄・江差町）のご冥福を祈り黙祷を捧げた。



岸 昌洋氏

つづいて、岸理事長が、組合員、来賓に参加のお礼を述べたあと、「諸資材の値上げ、働き方改革等、我々だけの産業ではないが、非常に重たい課題が山積している状況である。そういうなか、我々組合の運営も大変厳しい状況が続いている。そのなかにおいて我々、理事、支部長をはじめとして、組合員の皆さんに少しでも役に立てるように努めてきた。本日は元号が変わって最初の総会となる。皆さんの時間を無駄にしないように慎重な審議をお願いしたい」とあいさつを述べた。



岡出直人氏

次に、来賓紹介が行われ、岡出直人経済産業省北海道経済産業局地域経済部長、新津健次北海道経済部産業振興局産業振興課長、福迫均北海道中小企業団体中央会専務理事の3人から祝辞が述べられた。

岡出直人経済産業省北海道経済産業局地域経済部長は、「印刷業界は、電子書籍の普及等によって紙離れが進んでいるなかであって、さらに昨年の北海道胆振東部地震や農と漁の不作不漁により紙需要は減少している状況にあると認識している。さらに製紙メーカーの印刷原紙の値上げやまた相次ぐ災害で生産を減らしているということで一部受注を断っている方もいると聞いている。こうしたなかであって、政府においてはロボット、IoTといった第4次産業革命の技術を使った生産性の向上を図っていくことを推進している。そのために経済産業省では中小企業の皆さんの生産性を向上するための設備投資を支援する、ものづくり補助金やバックオフィスの業務効率化を支援するためのIT導入補助金の予算措置をしたところである。印刷業は地域で事業所数、従業員数、出荷額とも上位を占める基幹産業であり、また印刷を通じて地域の文化、教養を広め、まさに地域の経済、暮らしを支えてきている。そうしたなかであって昨今、デジタル化、グローバル化、ネットワーク化が進んでおり、印刷業界においても変化が求められている。そのためにクロスメディア、クリエイティブ、環境対応、感性など新しいソリューションへの対応が重要になっ



てくる。皆さんは、これまでも先を見越して生産性の向上、新分野への挑戦等に取り組んで来られたが、引き続き、そうしたかたちで取り組んでいただき、北海道経済の発展のために尽力・協力いただきたい」と述べた。



新津健次氏

新津健次北海道経済部産業振興局産業振興課長は、「最近の本道経済は観光や個人消費に改善が見られるものの生産活動が弱めの動きとなるなか、依然として人口減少、少子高齢化の諸課題があり、地域経済の縮小などが懸念されている。

有効求人倍率は109カ月、9年以上にわたり前年を上回って推移しており、幅広い業種で人手不足が深刻な問題となり、企業経営に大変な苦勞をしていると承知している。一方、印刷業界はデジタル化の進展等により既存の紙需要が縮小するなか、印刷物製造という枠組みに留まることなく情報に価値を付加して顧客へ提案するなど業態変革に取り組まれているほか、北海道印刷工業組合の組合員の皆さんは、これまでもさまざまな技術革新に取り組み、高いデザイン力や印刷技術を活かして、消費者や事業者のニーズに答えて来られるなど地域に密着した業界として本道の産業活動や道民生活を支えて来られた。今後とも本道経済の活性化に向けて貢献いただくことを大きく期待している。新年度においても、道では本道の強みである食や観光の振興に取り組むことはもとより、付加価値の

高い製品開発やロボット、IoT活用などによる生産性の向上、道内外からの人材の確保など、産業の振興に向けた各般の施策を進めていくので、引き続き、皆さんの力添えをお願いしたい」と述べた。



福迫 均氏

福迫均北海道中小企業団体中央会専務理事は、「北海道、業界を取り巻く経済状況については、ご来賓の二人から話があったが、中央会は組合の協力をいただき毎月、景況調査を行っているが、なかなか厳しい状況から改善の兆しが窺えない状況である。数日前には内閣府の発表で景気動向指数が悪化しているというニュースも目にして、先行きに対して懸念を感じている。そのような経済環境であるが、中央会が対策を急がなければならない問題が3つあると認識している。1つは今年4月から順次施行になっている働き方改革関連法への対応、もう1つは10月に予定されている消費税率の引き上げと同時に導入される軽減税率制度への対応、それと昨年9月の地震・ブラックアウトの後に重要性が高まっているBCP（事業継続計画）の策定、この3つを重点的な対応課題として進めている。中央会が7年来、事務局を務めているものづくり補助金を少し紹介させていただく。ものづくり補助金は、これまでは毎年度の補正予算で、経済産業省が事業措置をしていたが、今年度については当初予算に事業予算が計上されている。4月23日から新しい形態のものづくり補助金の公募が開始されている。この補助金事業の特徴は、2者以上10者以内の中小企業が連携して事業を行って設備投資をする際にそれぞれの事業者の方に上限2千万円にプラスして2百万円が追加される場合がある補助金が交付される。中小企業者の連携事業に対して交付される補助金で、中央会は中小企業・小規模事業者の連携を促進することが使命で取組を行っているので、皆さんに活用していただきたい。令和の時代に入ったが、中央会はこれからも会員組合と組合員事業者の役に立てるように事業の拡充・強化を図っていくので、引き続き、力添えを賜りたい」と述べた。

祝電披露につづき、定数報告が行われ、議長に米澤正喜氏（米沢印刷紙業株式会社代表取締役社長・小樽支部）を選出し、議長から議事録署名人に山田遵氏（旭川支部）と島津明美氏（札幌支部）の2名を指名し、議事に入った。

第1号議案平成30年度事業報告について、第2号議案平成30年度決算（案）について、監査報告が一括上程され、議案説明のあと、加藤監事から会計処理・内容は適切である旨の監査報告が行われ、審議の結果いずれも原案どおり承認された。

平成30年度決算額は、収入総額が19,274,126円、純損失金額が2,757,878円となり、平成30年度末の正味資産は10,713,428円となった。

剰余金処分案は、前期繰越剰余金8,531,306円から当期純損失金額2,757,878円を填補して、5,773,428円を次期繰越剰余金とすることとした。

また、本部・支部合算の貸借対照表・損益計算書について承認した。

第3号議案令和元年度事業計画（案）について、第4号議案令和元年度収支予算（案）について、第5号議案令和元年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）について、第6号議案第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会の負担金額及び徴収方法の決定（案）について、第7号議案理事の報酬（案）についてが一括上程され、審議の結果、いずれも原案どおり承認された。

令和元年度事業計画は、組織の拡大、広報活動の強化、未来を創る業界運動の展開、「印刷の月」行事の取組、共済事業への加入促進、福利厚生事業の実施、組織・財政状況の検討、組合創立80年記念誌編纂の準備、第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会、創立80周年記念事業の準備を柱とした事業を実施していくこととした。

また、新たな共済事業として、組合員企業の経費削減の一助に資するための「新電力紹介事業」を実施することとした。

令和元年度収支予算については、平成30年度決算額とほぼ同額の19,231,000円を計上することとした。

令和元年度組合員の賦課金額及び徴収方法は、売上自主申告の20ランク制として、当月分賦課金を当月末までに所属支部の指定口座に払い込むこととした。

第32回北海道情報・印刷文化典札幌大会の負担金額及び徴収方法は、北海道情報・印刷文化典確認事項に基づき、1社12,000円として、所属支部の指定する期日までに所属支部の指定口座に払い込むこととした。

理事の報酬は、専務理事報酬限度額を原案どおり決定した。

第8号議案令和元年度借入金の最高限度額（案）については、運転資金として500万円と決定した。

第9号議案委員会規約の一部改正（案）については、北海道地区印刷協議会の運営に合わせ、委員会名称を変更するため、第2条（委員会の種類）及び委員の選任方法ならびに賛助会員の委員会参加を可能とするため、第3条（委員会の組織運営）を改正することとした。

次に報告事項に移り、平成30年度加入組合員（2社）、脱退組合員（12社）、平成30年度加入賛助会員（3社）について報告が行われた。

以上で、総会の議事をすべて終了し、米澤議長が降壇し、令和元年度通常総会を終了した。

# 「環境推進工場登録」取得講習会のご案内

北海道印刷工業組合は、「環境推進工場登録」取得講習会を開催する。

**環** 境推進工場登録制度は、全日本印刷工業組合連合会が、東京都印刷工業組合の協力を得て実施するもので、東京都印刷工業組合が制定するEMS（環境マネジメントシステム）、環境法規制、資材のグリーン購入、廃棄物の適正処理、省エネを推進する工場で一定以上の水準に達した工場を登録するものである。

環境活動は、持続可能な経営のため避けて通れな

い重要な活動である。

一般社団法人日本印刷産業連合会のグリーンプリンティング認定制度（GP）は、環境に配慮した印刷の総合認定として環境経営の大きなステップとなる。

環境推進工場登録は、GP認定取得の前段階として、環境対応が一定レベルに達した企業に「環境推進工場登録証」を発行し、環境活動を支援するとともに顧客への信頼性のアピールを目的としている。

記

## 1. 環境推進工場登録制度

### (1) 講習会の受講 ①講習6時間

②講習会で実施する修了試験で合格者に「修了証」（修了番号）が付与され、申請の要件となる。

③講習会は、1社2名で参加。

### (2) 申請 登録申請書と添付書類を、講習会受講から約1ヵ月後までに提出する。

### (3) 登録 ①東京都印刷工業組合内の環境推進工場登録委員会で登録可否を判定する。

②環境推進工場チェック表50項目のうち、必須項目（19項目）を全てクリアし、かつ達成率が70%を超えた工場が登録となる。

③登録企業には、登録証・ロゴマークが付与され、ロゴマークはパンフレットや名刺等自社の印刷物に表示できる。

④登録期間は、2年間。

### (4) 更新 ①登録から2年毎に更新講習会（4時間）を受講し、更新資料を提出する。

## 2. 講習会日時 令和元年7月12日(金) 午前10時～午後5時（休憩1時間）

## 3. 講習会会場 道北経済センター（旭川商工会議所）2階 研修室 （旭川市常盤通1丁目 電話0166-25-7331）

## 4. 受講費用 80,000円程度（上限）（受講社数により変わりますので、確定次第、請求書をお送りします。）

## 5. 受講定員 12社

## 6. 申込締切日 令和元年6月15日(土)（ただし、申込先着順とし、定員に達し次第締切る。）

## 7. 申込方法 受講申込書に記入のうえ、FAX（011-595-8072）へ送信。 受講申込書は、北海道印刷工業組合のホームページ（<http://www.print.or.jp>）よりダウンロードできる。

# 新電力紹介事業のご案内

北海道印刷工業組合は、組合員の経費削減の一助に資するため、さくらパートナーズ株式会社と連携して、「新電力紹介事業」を行います。

固定経費削減! 初期投資費用0円で  
電気料金を削減!!

## エネチェンでコストダウン

### 新電力(PPS)をご存知ですか?

電力の自由化に伴い、特定規模電気事業者(PPS)が自社発電施設で発電した電力又は一括調達した電力を既存の電力料金よりも低コストで供給する新しい電力購入の仕組みです。

例えば電気料金が月々30万円の法人様が5%削減できた場合、月々15,000円×12ヶ月で年間18万円のコストダウンになります。

しかも、導入コスト0円! 変わらない品質!かんたん手続き!

### 電気料金が安くなる理由

多様な電力調達!効率化による営業コスト削減!

特定規模電気事業者(PPS)は、一般電気事業者(北海道電力等)の送配電網を使用することにより、設備費や修繕費・人件費といったコストの高い部分を抑えることで、安い電気料金での電力供給を可能にしています。

新電力に切り替えることによって、施設によっては10%以上のコスト削減も期待できます。

### 安心安定供給をお約束

新電力サービスへの移行は、国も推進している事業であり、一般電気事業者(北海道電力)の送電網を利用して電気を供給しています。

これまでと同じく信頼性や品質は変わりません。

万が一の電力不足も、一般電気事業者とのバックアップ契約に基づき、安定して電気が送電されるシステムとなっております。

平日昼間に電力消費が集中する工場や  
オフィスビル、学校など



時間帯や営業日、季節によって使用電力量が大きく変動する  
イベントホール、競技場、ゴルフ場、結婚式場など

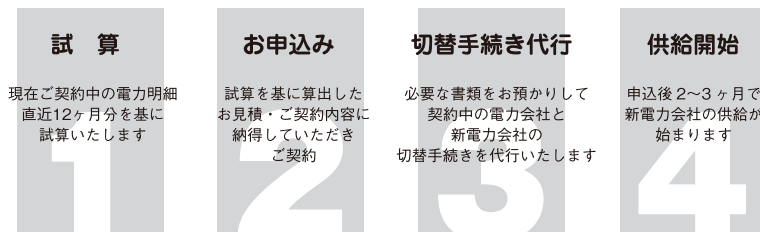
#### 地域電力会社

基本料金	従量料金
燃料費調整額	再生可能エネルギー 発電促進賦課金
太陽光発電促進付加金	

#### 新電力会社

コスト削減	基本料金	従量料金
-------	------	------

### 新電力サービス導入のながれ



北海道印刷工業組合

新電力

【ご相談窓口】  
さくらパートナーズ(株)

・080-6083-5628 ・011-213-1199  
Mail: ibayashi@sakura-ps.co.jp

# 36協定で定める時間外労働及び 休日労働について留意すべき事項に関する指針

(労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針)

- 2019(平成31)年4月より、36(サブロク)協定(※1)で定める時間外労働に、罰則付きの上限(※2)が設けられています。
- 厚生労働省では、時間外労働及び休日労働を適正なものとするを目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針を策定しました。

(※1)36(サブロク)協定とは

## ⚠ 時間外労働(残業)をさせるためには、36協定が必要です!

- 労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)をさせる場合には、  
✓労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結  
✓所轄労働基準監督署長への届出  
が必要です。
- 36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1日、1か月、1年当たりの時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

(※2)時間外労働の上限規制とは

## ⚠ 36協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました!

- 2018(平成30)年6月に労働基準法が改正され、36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることとなりました(※)。(※)2019年4月施行。ただし、中小企業への適用は2020年4月。
- 時間外労働の上限(「限度時間」)は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- 臨時的な特別の事情があっても、労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内(休日労働を含む)、月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

## 36協定の締結に当たって留意していただくべき事項

①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。(指針第2条)

②使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。(指針第3条)

◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。

◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達)において、

✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること

✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2.6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていること

に留意しなければなりません。

③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。

(指針第4条)

## 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

④ 臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできません。 限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。 この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。（指針第5条）

- ◆ 限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。
- ◆ 時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、(1)1か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2)1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければなりません。
- ◆ 限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率とするように努めなければなりません。

⑤ 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えないように努めてください。（指針第6条）

（※）1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間

⑥ 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。（指針第7条）

⑦ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。（指針第8条）

- ◆ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければなりません。

(1)医師による面接指導、(2)深夜業の回数制限、(3)終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）、(4)代償休日・特別な休暇の付与、(5)健康診断、(6)連続休暇の取得、(7)心とからだの相談窓口の設置、(8)配置転換、(9)産業医等による助言・指導や保健指導

⑧ 限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。（指針第9条、附則第3項）

- ◆ 限度時間が適用除外されている新技術・新商品の研究開発業務については、限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。また、月45時間・年360時間を超えて時間外労働を行う場合には、⑦の健康・福祉を確保するための措置を協定するよう努めなければなりません。
- ◆ 限度時間が適用猶予されている事業・業務については、猶予期間において限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。

指針の全文はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/000350259.pdf>

ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

□ 問合せ先：厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 03-5253-1111（代表）

□ 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード： または

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>





# ものづくり補助金(高度連携促進)公募のご案内

## 事業の目的・概要

**中** 小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上や地域経済への波及効果拡大に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行うための設備投資を支援します。

(注) これまでの補正予算によるものとは別に、平成31年度当初予算で計上された新たな補助金事業(平成31年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金)です。

【受付期間】2019年4月23日(火)から2019年6月24日(月)消印有効

【事業期間】交付決定日から2020年1月31日(金)まで

補助額・補助率等		【ご注意】1者のみの応募はできません
類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
対象	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的サービスの創出・サービス提供プロセスの改善を行う事業	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行う事業
要件	3～5年で、「付加価値額」年率3%、及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること	
企業間データ活用型	概要	複数の中小企業等が、事業間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援(企業間のデータ活用が判る構成図が必要です)
	補助額	100万円～2,000万円/者 ・連携体は幹事企業を含めて2～10者まで ・1者当たり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能
	補助率	1/2以内 ・生産性向上特別措置法に基づき、平成31年3月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、平成30年12月21日以降に新たに「先端設備等導入計画」を申請し(新たに設備等導入に伴う計画変更申請でも可)、認定を受けた場合(申請中を含む): 2/3以内 ・「付加価値額」年率3%、「経常利益」年率1%、「従業員一人当たりの付加価値額(労働生産性)」年率3%以上を向上する「経営革新計画」を、平成30年12月21日以降に新たに申請し(計画変更申請は不可)、承認を受けた場合(申請中を含む): 2/3以内
	対象経費	・機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費(※設備投資が必須です)
地域経済牽引型	概要	複数の中小企業者等が、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を共同して作成し、その承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト等を支援
	補助額	100万円～1,000万円/者 ・連携体は幹事企業を含めて2～10者まで
	補助率	1/2以内 「従業員一人当たりの付加価値額(労働生産性)」年率3%以上向上する「地域経済牽引事業計画」を、平成30年12月21日以降に申請し(計画変更申請でも可)、承認を受けた場合(申請中も含む): 2/3以内
	対象経費	・機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費(※設備投資が必須です)
・事業の遂行に必要な専門家の活用がある場合は、補助上限額に各者30万円の増額が可能 ・上記連携体内に特定非営利法人が含まれる場合は、連携体内の半数以上が中小企業者で構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること、等の条件があります。		

■公募要領、申請様式の詳細は「北海道中央会」のホームページをご覧ください。 <https://www.h-chuokai.or.jp/>

[問い合わせ先] 北海道ブロック地域事務局 ■北海道中小企業団体中央会ものづくり補助金事務局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階

TEL: 011-231-1919 FAX: 011-271-1109 [問合せ時間] 8:45～12:00 13:00～17:30

## 北海道印刷工業組合

### メールマガジン配信登録受付中

メールマガジンの配信希望は、北海道印刷工業組合のHPから申込受付を行っています。

[URL]

<http://www.print.or.jp>